

2009年度事業計画

1) 2009年度予算概要

2009年度は、日本経済の先行きが不透明であり予断を許さないが、世界連盟 MODA (旧 MDP) プログラムから受け取っていた投資を受けずに、自らの資金とリスクで当団体(以下、SCJ)の事業を運営してゆく。

1. 公的な助成金は、66百万円の増加を計画している。既存の事業地で39百万円、東チモールなど新規事業地で27百万円の増加の計画である。それに加え、JICA コンサルタント事業 (エジプトストリートチルドレン支援事業) 受託により47百万円の収入を見込む。
2. 国際機関からの収入が引き続きゼロとなっているが、09年度からは事業地統合 (Unified Presence、UP) がミャンマーに続きベトナム、ネパールでも実現されるため、SCJの努力により獲得された場合でも、会計的にはSCJ帳簿上には現れないものとなる。
3. 緊急事業収入は、JPFからのものを中心に計画している。具体的にはすでに事業内容をJPFに提示しているもののみを1億7千万円を予算としている。ヨルダン、シリア、スリランカ、中国四川地震に対する事業が中心である。
4. 寄付金は8億円程度を計画している。世界連盟からの寄付 (MODA Investment) を除いて、3億円の伸びである。ブルガリからの寄付2億円、シェブロンからの寄付30百万円などが見込めるからである。
5. 海外事業費では、245百万円ほど08年比増加としている。内、150百万円がブルガリからの収入に対応する事業である。ベトナムでのシェブロンからの寄付を使ったパイロット事業が30百万円予定されている。東チモール事業で27百万円、JICA エジプト事業 (コンサルタント) では35百万円の事業費を見込んでいる。

一方、UPによりネパールやベトナムでSCJ帳簿についていた収入が無くなるのに対応して該当する支出もなくなることになる。

世界連盟事業に対する支出は08年とほぼ同額となる。チャイルドリンク指定寄付で受領した寄付金は当該国の事業に拠出するため、09年で80百万円ほど支出の予定である。
6. 広報事業費は、ブランディング戦略に基づき、個人支援者向けのキャンペーンなどを計画していたが、急激な経済の停滞に直面し、内容の見直しを進めているところである。当予算を上限とし、経済の動向に合わせて臨機応変に施策を打っていく必要がある。
7. 管理費は事業支出の1割程度である。また、人件費も概ね経常支出の2割程度としている。人件費は23%の伸びを計画している。5%程度をベースアップに、18%は人員増による。事業実施に必要な人員を確保するための新規採用を実施したいと考えている。

2) 2009 年度事業計画概要

2009 年度は、収入の予想が立ちにくい中で、個人支援者向け活動としては、引き続きファンレイジングのための活動を続け、SCJ の支援者を増やしていく。法人活動も、陣容を改め、不況の中での企業ネットワーク作りで長い目での成長を目指す年として位置付けていきたい。ファンレイジングも単に SCJ のことのみを考えるのではなく、世界連盟への貢献を目指して、より多くの子どもたちに効率的に支援を拡大していきたい。

1. 海外事業は、ベトナムとネパールが 4 月から、事業地統合 (UP) を実施の予定である。すでに、UP を実施しているミャンマーを含めると 3 カ国が UP の体制となる。モンゴル、アフガニスタン事業が他 SC の傘下で行われているので、SCJ 単独の事業はなくなる事となる。UP の進行は SCJ の事業に大きな変化をもたらしつつある。SCJ は、事業国をリードする立場にはなっていないが、SCJ が過去実施していた事業のみならず、連盟他メンバーの事業に直接携わる機会が増えている。こういった UP 事業に SCJ スタッフが関与することによりスタッフの能力開発に役立つ。また、新しい国で事業を展開する場合、すでにいる連盟の事務所に参加することで迅速に事業を実施することができるようになる。

ネパール： マホタリ郡、ダン郡、スルケット郡、で公立小学校の教育の質の改善を行い、就学拡大キャンペーン、識字学級、教室建設事業を行う。

ベトナム： イエンバイ省で総合的子どもの発達事業（妊婦への栄養教育、産前検診の実施など）と子どもの参加による環境教育事業（地域の水環境改善を目的にライフスキル教育を実施）を行う。シェブロンと SCJ との第一回共同事業として、ベトナムでの女性を対象とした小規模貸付事業を行う。

アフガニスタン： バーミヤン州の学校等で保健衛生・感染症予防の教育を行い、栄養剤の支給も併せて行う。

ミャンマー： カレン州パアンでの栄養指導、トイレ設置などを通して、子どもをとりまく衛生や子どもの栄養状態の改善を行う。バゴ西管区またはエラワディ管区のいずれかで、子どもの栄養改善のみならず貧困世帯への農業支援による生計向上事業の開始を試みる。

モンゴル： 子ども保護センターの運営、子どもの権利実現のための暴力のない公平な教育環境推進事業、体罰のない子育て教材開発普及事業、低所得所居住区の子どもたちの「心の豊かさ」プロジェクトなどをウランバートル、ドルノド県で実施。

これらの事業に加え、JICA から受託するコンサルタント業務を実施していく。

2. 緊急事業では、引き続き、ミャンマーサイクロンナルギス、漁業復旧支援・生計復旧事業を行う。中国四川大地震避難した子どもたちの心理社会的ケアを実施する。イラク避難民支援事業は、ヨルダンでイラク難民の就学前児童などへの教育支援を継続し、シリアでは難民受入れのための学校、教育システム強化を実施する。また、スリランカでは、北部での戦闘激化による国内避難民への緊急支援物資の配布を、東部では避難民帰還支援事業の実施を行う計画である。

3. 子どもの権利推進事業では、日本青年会議所(JC)との協働によりスピーキングアウトの全国展開 (SCJ が直接事業を実施する段階から活動を支援する段階へ)、子どもに対する暴力の廃絶に向けて、ポジティブディシプリン (子どもを伸ばすしつけ) の啓発活動や、人身売買被害者保護法成立に向けた政策提言活動、子どもの権利推進のためのネットワーキングを実施していく。また、子どもの権利条約 20 周年の記念事業を実施する。

4. 広報事業では、個人支援者の拡大のために、プレゼントキャンペーンやメールマガジンなど、気軽に SCJ に寄付をでき、また、SCJ のことを知ることができる体制づくりを進めていく。また、継続寄付者がより長く寄付を続けやすくなるよう、SCJ の事業をもっと知ってもらえるような支援者サービスを強化していく。法人では、“トップセールス”を活用し、シェブロンなどの多国籍企業を獲得して、SCJ のみならず世界連盟全体の事業拡大に寄与していきたい。個人支援者の数が増えてきたことにより、現在のデータベースシステムでは、対応が難しくなったため、新しいデータベースを構築する予定である。

## 事業計画詳細

### [1]海外事業

#### 1. ネパール事業

1-1. 事業名：コミュニティーへの働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善事業

事業地域：ネパール東部平野地帯のマホタリ郡の計 5 か所

事業期間：2008 年 1 月から 2010 年 12 月 (継続)

事業内容

[事業の大枠]

公立小学校の運営を改善するため、学校運営委員会及び学校支援住民組織を結成し、学校改善計画を地域住民、一般教員、生徒で作成し、モニターする。同時に、すべての子どもが質の高い小学校教育を受けられるように、学校入学キャンペーン、アウトリーチプログラム、識字学級などで就学を促進し、教育の質を高めるために、教員研修も行う。また、

子どもの保護に関する研修など実施し、教員などによる子どもへの暴力・体罰を防ぐ。

[対象人口] 28,200 人（直接受益者）、2,300 人（間接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 学校支援住民組織を結成し、学校教育の質に関する研修を受けたのち、学校改善計画の立案、実施状況のモニタリングを行う。
- ・ 学校入学のキャンペーンを実施する。
- ・ スクールマッピング、アウトリーチプログラム、編入学を目的とした識字学級、幼児開発教育、障がい児への教育支援を行う。
- ・ 教員数補充のためにボランティア教師の派遣、教室の増築、教員研修、手作り教材への支援、政策提言活動を実施する。
- ・ 子どもの保護に関する研修の実施、子どもエンパワーメント委員会の結成をする。
- ・ チャイルド・ライツ・プロテクターを派遣する。

[主な資金の使途]

各種組織の結成の際の交通費・文房具、研修及びワークショップの資料出版、学校修繕の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 公立小学校の運営が学校運営委員会や学校支援住民組織の参加、地域リソースの活用によって改善される。
- ・ 女子やマイノリティーなどの子どもが質の高い初等教育を受けられるようになる。
- ・ 教員一人当たり及び一教室当たりの生徒数が改善される。
- ・ 小学生の就学率・出席率・落第率・学習到達率が改善される。
- ・ 学校関係者や地域住民の「子どもへの暴力」に対する問題意識が高まる。
- ・ 子どもに対する体罰や暴力が減少する。

**1-2. 事業名：幼児開発教育（ECD）・小学校教育連携事業** 事業地域：ネパール東部平野地帯のマホタリ郡内の二つのリソースセンター（教育省の末端機関）のカバーする地域

事業期間：2007 年 4 月から 2009 年 12 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

幼児開発教育（ECD）施設建設及び修繕、ECD 運営委員会へのトレーニングを行い、3～4 歳の子どもの教育体験を改善し、小学校入学への橋渡しをする。また、小学校において授業トレーニング、体罰を使わない教育法トレーニングなどを行い、小学校教育へのアクセス及び定着率を向上させる。

[対象人口] 対象地域のすべての子ども

[活動の紹介]

- ・ ECD 施設の建設・修復をする。
- ・ ECD 運営委員会対象にトレーニングを実施し、定期的な協議会を開催する。

- ・ 小学校 1 年生担任の教員にトレーニングを実施し、E C D 教師との学習会を開催する。
- ・ E C D と小学校の児童の交流活動を実施する。
- ・ 小学校 1 年生担当の教員対象の授業トレーニングを実施する。
- ・ 母語による教材開発ワークショップを開催する。
- ・ 教員対象に、体罰を使わない教育法についてのトレーニングを開催する。
- ・ 子ども会対象に、子どもの権利の認識を向上させるためのトレーニングを開催する。
- ・ 学校運営委員会及び P T A 対象に、教育環境改善へ向けて、役割・責任についてのトレーニングを行う。

[主な資金の使途]

E C D 施設建設及び修理費、各種トレーニングのための教材費・トレーニング費

[期待される効果]

- ・ E C D を強化することにより、3～4 歳の子どもの教育体験を改善し、E C D 卒業生の小学校入学率が向上する。
- ・ 小学校の教育の質を改善させることによって、5～14 歳の子どもの小学校教育へのアクセス及び定着率を向上させる。

### 1-3. 事業名：武力紛争の影響下にある子どもの教育事業

事業地域：ネパール西部平野地帯のダン郡とスルケット郡の 2 市・15 カ村、30 学校区

事業期間：2007 年 7 月から 2009 年 9 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

幼児開発教育（E C D）、公立小学校教育への入学促進活動、教室・学校設備の改善、地域住民参加の学校改善計画活動、教育の質の向上を目指した活動を通して、武力紛争の影響を受けた子どもを含むすべての子どもが高い質の教育を受けられるようにする。同時に、「子どもの権利」の研修、それに関する活動・イベントを実施することにより、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為を減らす。

[対象人口] 4,000 人（ダン郡の 3～4 歳の子ども）、2,000 人（スルケット郡 3～17 歳の子ども）

[活動の紹介]

- ・ 幼児開発教育（E C D）運営委員会会議の会合、E C D 用教材の配布を行う。
- ・ 就学状況実態調査の継続、集落教育委員会の就学モニターにより、子どもの就学状況をモニタリングする。
- ・ アウトリーチプログラム、編入学のための識字学級、学校入学キャンペーンを実施する。
- ・ 奨学品の支給、教室・学校設備の改善、補習授業、ボランティア教師の派遣、教授法の研修、母語による授業の研修を行う。
- ・ 学校の関係者対象に「子どもの権利」研修を実施する。
- ・ 子ども会活動の支援をする。

- ・ 学校改善計画の公開・モニタリングの実施、学校運営委員会関係者への強化研修を行い、地域リソースを活用し、公立小学校の運営を改善する。

[主な資金の使途]

教室・学校設備の改善費、実態調査員日当・宿泊代、各種研修の費用（講師謝金、教材、文房具、参加者宿泊費・交通費）、学校入学キャンペーン（壁・ラジオ広告費）

[期待される効果]

- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもの小学校入学率、出席率、進級率、学習到達度が向上する。
- ・ 就学促進活動、「子ども権利」研修や子ども会活動を通じて、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為が減少する。
- ・ 学校改善計画が学校運営委員会やPTAの参加を得て、立案、実施、モニターされ、教育予算や地域リソースが活用される。

#### 1-4. 事業名：ネパール・マホタリ郡における教室建設事業

事業地域：ネパール中部マホタリ郡の小学校 27 校

事業期間：2007 年 4 月から 2009 年 3 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

ネパール中部マホタリ郡の小学校 27 校に教室の建設を行う。建設にかかる予算及び建設事業の知識・情報を公開し、地域住民がモニターを行うことによって、住民にエンパワーメントを図る。

[対象人口] 対象 27 小学校地域の 5～14 歳の子ども

[活動の紹介]

- ・ 小学校 27 校の支援先を選定する
- ・ 学校長・学校運営委員会・地域住民への啓発・研修活動を実施する。
- ・ 教室工事のモニタリングを行う。
- ・ 教室建設事業全般に関する住民公開監査を実施する。

[主な資金の使途]

技術員人件費、事業モニタリング費、資機材費、啓発・研修活動費

[期待される効果]

- ・ 教室を増築することにより、入学した子どもたちの学習環境が整い、子どもの小学校入学率、学習到達度及び定着率が向上する。
- ・ 教室建設事業の予算の執行を住民がモニターすることにより、地域住民にエンパワーメントする。

## 2. ベトナム事業

## 2-1. 事業名：総合的子どもの発達事業

事業地域：イエンバイ省ヴァンチャン郡

事業期間：2009 年 2 月～12 月

事業内容：

[事業の大枠] イエンバイ省労働戦傷者社会事業局とのパートナーシップにて、3 歳未満児の発育を促進するための活動を行う。

[対象人数] 約 800 人の 2 歳未満児。約 3,800 人の妊産期（15 歳以上 49 歳以下）女性および 400 人の妊産婦。

[活動の紹介] 栄養改善のため、子どもの体重測定と親への栄養教育を行う。

- ・集落レベルで母乳育児の推進活動を展開する。
- ・妊婦への産前検診実施体制を強化し、妊産期女性を対象に出産・育児の研修を行う。
- ・地域の保健スタッフに専門的な研修を実施する。
- ・地域の各レベル行政担当官に事業監理の方法を研修する。

[主な資金の使途] 研修費、診療所機材費、教育広報用教材購入費など。

[期待される効果] ・地域内での 2 歳未満児の栄養不良率が 30%以上削減される。

- ・現地パートナーの事業運営能力が向上する。

## 2-2. 事業名：子どもの参加による環境教育事業

事業地域：イエンバイ省イエンビン郡

事業期間：2009 年 1 月～12 月

事業内容：

[事業の大枠] イエンバイ省教育訓練局とのパートナーシップにて、中学校にて地域の水環境改善の目的を設定したライフスキル教育を実施する。

[対象人数] 約 1,200 人の中学生。

[活動の紹介]

- ・中学校の校長や教員を対象に子どもの権利や参加促進の研修を行う。
- ・32 名の代表の子どもに研修を実施し、ファシリテーターとして育成する。
- ・ファシリテーターが主体となった教育広報活動を各校にて展開する。
- ・対象校同士の相互視察の機会を設け、生徒らの学びの場を提供する。
- ・地域行政官らを招きフォーラムを開催し、子どもの声を行政に届ける。
- ・地域の各レベル行政担当官に事業監理の方法を研修する。

[主な資金の使途] 研修費、フォーラム開催費、教育広報活動費など。

[期待される効果] ・対象校での子どもの参加が促進される。

- ・現地パートナーの事業監理能力が向上する。

その他、イエンバイ省ルックイエン郡にて昨年度からの事業継続を行い、3 歳未満児の得総合的発育を促進するための預金活動と貸付活動を監理する事業も実施予定。

### **3. ミャンマー事業**

#### **3-1. 事業名：子どもの健康と栄養事業**

事業地域：カレン州パアン町

事業期間：2006 年 4 月から 2009 年 8 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

給食と微量栄養素配布、保護者への行動変容研修、トイレ設置などによる衛生状態の改善、保健行政サービスの強化を通じ、3 歳未満児と妊婦の栄養状態の改善を図る。

事業内容：

[対象人数] 1,200 人（直接的裨益する人口）、13,000 人（間接的裨益する人口）

[活動の紹介]

- ・ 3 歳未満の栄養不良児に給食、5 歳未満児の親に保健・栄養教育を実施する。
- ・ 3 歳未満の栄養不良児と授乳中の母親等に栄養剤等を配布する。
- ・ ハエ防止型トイレを普及する。
- ・ 食料確保のため、栄養不良児の家庭に野菜種子とニワトリの雛を配布する。
- ・ 母子健康手帳の供与と助産婦への研修

[主な資金の使途]

給食食材費、医薬品、建設費、研修費、医療機材費、便器、野菜種子、ニワトリのヒナ

[期待される成果]

- ・ 栄養不良児の割合を改善する。
- ・ 保護者の保健・栄養に関する行動が変容する。
- ・ 町の保健行政のサービスが向上する。
- ・ 家庭の衛生状態が改善される。
- ・ 栄養不良児の家庭で栄養価の高い食物が確保される。
- ・ コミュニティが子どもの健康と栄養改善に対する知識が向上する。

#### **3-2. 事業名：食料確保と子どもの栄養事業**

事業地域：バゴ西管区ジゴン町、テゴン町、エヤワディ管区カンジーダウン町のいずれか

事業期間：2009 年 7 月から 2012 年 6 月（3 年間）

事業内容：

[事業の大枠]

農業支援を通じ、貧困世帯が年間を通じて、十分な量と質の食料を確保することにより、子どもの栄養状態を改善する。家畜・種子・苗・農機具などの生産資材の配布や、家畜飼育、農業などに関する研修、自助グループの形成などを通じ、収入の向上を図る。また、重度栄養不良児の治療および保健・栄養教育も実施する。



[対象人数] 6000 世帯

[活動の紹介]

- ・ 家畜・種子・苗・農機具など生産資材の配布
- ・ 自助グループの形成
- ・ 家畜飼育、農業に関する研修
- ・ 重度栄養不良児の治療
- ・ 保健教育、栄養教育の実施

[主な資金の使途]

- ・ 生産資材の購入
- ・ 研修実施

[期待される成果]

- ・ 貧困世帯の収入が向上することにより、子どもの健康・栄養状態が向上する。

#### **4. アフガニスタン事業**

##### **4-1. 事業名：バーミヤン州における保健衛生教育事業**

事業地域：バーミヤン州中央郡

事業期間：2008 年 11 月から 2009 年 10 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

本事業では、風邪や咳、下痢や寄生虫病といった病気・感染症の予防を目的に、学校教員と生徒たち、不就学の子どもに対して保健衛生に関する基礎的知識を伝える。学校校舎での保健衛生セッションの実施に加え、教材の配布などを通じて、「きれいな水」「手洗いの大切さ」などの情報の伝達を行う。子どもやおとなたちが病気・感染症の原因とその予防策をきちんと理解できるように、彼らの普段の生活に触れながら、身近な事例を挙げてセッションを進める。事業期間終盤にはモニタリング・評価を実施する。

[対象人口]

同州中央郡の 4 校区において学校生徒及び不就学の子ども約 3,750 名、学校教員約 50 名、親約 375 名を対象とする。

[活動の紹介]

- ・ 子どもの保健衛生問題の予防を目的とした衛生教育及び栄養教育の実施
- ・ 各学校で「保健の日」を設定し、ビタミン A 補給やヨウ素添加塩補給（甲状腺関連の病気予防）、寄生虫駆除のキャンペーンを実施
- ・ 意識啓発及び行動変容を目的とした教材の配布
- ・ 衛生教育及び栄養教育のモニタリング

[主な資金の使途]

研修及びワークショップの資料作成費、研修参加者及び講師旅費、配布物購入費、モニタリング費

[期待される効果]

同州では、全世帯数の約 4～6 割は恒常的な食糧不足に陥っており、また、6～10 割の家庭が、食事の多様性に乏しいという報告がなされている。本事業はこれらの状況改善を目的に、中央郡 4 校区の家庭・子どもが保健衛生や病気予防に関する知識を高め、同時に栄養に配慮する習慣を身につけるようになることが期待される。

**4-2. 事業名： アライアンス共同下での保健衛生教育事業の拡充**

事業地域： バーミヤン州中央郡

事業期間： 2009 年 6 月から 2010 年 5 月

事業内容

[事業の大枠]

バーミヤンで実施中の保健衛生教育事業を、現在の 4 校区から 12 校区へと拡充し、ニーズの高い保健衛生と栄養の意識啓発・行動変容を推進し、病気・感染症の予防を図る。事業実施地域を 12 校区へ広げるには、現行事業のレビューに加え、入念な事前調査の実施とその結果を踏まえての事業地選定を行う予定である。本事業は SC/US 及び SC/Sweden-Norway との長期的な共同事業である。そのため、事業形成のみならずバーミヤン事務所の共同運営管理についても、これらのパートナーと協議し事業の実施と管理を進めていく。

[対象人口]

同州中央郡 12 校区で暮らす学校生徒や不就学の子ども、学校教員や親、教育局職員約 11,000 人を対象とする

[活動の紹介]

- ・ 現行事業のモニタリング評価の実施とそのレビュー
- ・ アライアンスメンバーとの事前調査実施（ニーズ汲み取り、事業地選定）
- ・ 新規事業地での衛生教育及び栄養教育の実施
- ・ 各学校でビタミン剤補給や寄生虫駆除のキャンペーンを実施
- ・ 保健衛生・栄養に関する意識啓発教材の配布
- ・ モニタリングと評価の実施

[主な資金の使途]

新規事業地開拓のための調査実施経費（旅費、車輛維持費等）、研修及びワークショップの資料作成費、研修参加者及び講師旅費、配布物購入費、モニタリング実施経費、バーミヤン事務所運営管理費

[期待される効果]

同州中央郡 12 校区で食糧不足や不衛生な生活環境に直面している子ども・おとな約 11,000 名が、保健衛生や病気予防に関する知識を高める。家庭内や学校内で、生徒や教員、親、不就学の子どもたちが衛生面や栄養に配慮した生活習慣を意識し、より健康的な生活が期待できる。

## 5. モンゴル事業

### 5-1. 事業名：地域ぐるみの子ども保護センターの運営（ゲル集落の子どもたちの生活支援等）子どもの保護体制確立のための研修

事業地域：ウランバートル市チンゲルテイ地区、ソングノ・ハイルハン地区及びドルノド県

事業期間：2008年4月から2009年3月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

社会的・経済的に脆弱な立場にあるゲル集落の子どもたちに対し、日常的な生活支援・生活指導・ライフスキル教育活動をし、保護を行う。同時に、コミュニティーにおいて、子ども保護に係る保健士やソーシャルワーカー、専門家などの人材育成、能力強化及び子ども保護体制を整える。

[対象人口] 3,000人以上（子ども保護センター周辺のゲル集落に暮らす子ども）、450家族（家庭内暴力などのハイリスク家庭）、1,200人（研修を受講するソーシャルワーカー）、150人（地域で子ども保護に関わる行政職員）

[活動の紹介]

- ・ ゲル集落の子どもに対し、生活支援・生活指導・ライフスキル教育を行う。
- ・ ゲル集落の家庭内暴力などの問題を抱えるハイリスク家庭に対し、カウンセリング及び養育指導を実施する。
- ・ 地域の子どもの保護人材を育成し、能力強化研修を実施する。
- ・ 地域の子どもの保護専門家の能力向上及び子どもの権利・子ども保護に係る啓発活動を実施する。
- ・ 行動規範を作成し、地域の子どもの保護に係る保健士、ソーシャルワーカーなどに、研修及び啓発を通して普及を行う。

[主な資金の使途]

ゲル集落の子どもの支援にかかる費用（食糧費、冬物衣類費、医薬品費、祝祭日行事費、生活指導現地交通費、学習指導及びライフスキル教育用文房具雑貨費）子ども保護センターの雇用費

[期待される効果]

- ・ 子どもの保護に、コミュニティーが積極的に責任を果たせる。
- ・ ゲル集落の子どもたちが適切な保護を受けられる。
- ・ 子どもの情緒が安定し、家族を含む人間関係構築スキルが向上する。
- ・ 子ども保護専門家たちのネットワークが強化される。
- ・ 子ども保護に係る保健士、ソーシャルワーカー、行政官等の子ども保護に関しての理解、知識、技術が向上する。

### 5-2. 事業名：子どもの権利実現のための暴力のない公平な教育環境推進事業

事業地域：ウランバートル市チンゲルテイ地区、ハンオール地区及びドルノド県

事業期間：2008 年 10 月から 2011 年 9 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

公教育現場での体罰、不正、差別を禁止している改正教育法についての理解の促進と、普及を通して子どもへの体罰、差別を削減する。それをサポートするポジティブ・ディシプリン指導法も普及させ、学校運営（＝グッド・ガバナンス）、法的サポート体制も強化する。

[対象人口] 13,500 人（15 校の学校に通う 1-11 学年の生徒）、525 人（同教員）、60 人（学校運営責任者）、88 人（その他関係者）

[活動の紹介]

- ・ 学校運営者及び教員の改正教育法についての理解を促し、学校運営の能力強化研修を実施する。
- ・ 改正教育法に準じた学校運営ができるよう体制作りをする。
- ・ 教員にポジティブ・ディシプリン指導法を研修し、その実施及び普及をする。
- ・ 生徒と保護者を対象に、学校運営監理への積極的参加を目指した研修を行い、学校運営に働きかける体制を作る。
- ・ 公教育監査官を対象とした研修を行い、それに沿った監査を実施し、年間報告書を定期的に執筆・出版する。
- ・ メディアを通して、子どもの権利及び保護関連の問題、改正教育法の重要性を啓発する全国キャンペーンを行う。
- ・ 地元の弁護士を対象に、改正教育法抵触行為による被害者をサポートするための研修を行い、効果的な保護ができるようサポート体制を作る。

[主な資金の使途]

各研修費、研修マニュアル開発・出版、メディアを活用した啓発キャンペーン、モニタリングのための出張費

[期待される効果]

- ・ 子どもたちが体罰を受けたり、不正な扱いや差別をされたりする子どもが少なくなる。
- ・ 学校運営責任者や教員が改正教育法を正しく理解し、法に準じた学校運営監理（＝グッド・ガバナンス）を実施する。
- ・ 教員がポジティブ・ディシプリン指導法を実施する。
- ・ 生徒と保護者が学校運営監理に積極的な参加をする。
- ・ 公教育監査課の能力が向上する。
- ・ 地元弁護士との協力体制ができ、被害にあった子どもたちを法的にサポートできる。

### 5-3. 事業名：体罰のない子育て教材開発普及事業

事業地域：ウランバートル市、ドルノド県

事業期間：2008 年 6 月から 2009 年 8 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

ポジティブ・ディシプリン子育て法を開発、出版し、一般家庭、家庭内暴力などのハイリスク家庭にメディアを通じて普及、啓発する。また、大学の社会福祉学部でカリキュラム・テキストを開発、出版、普及し、同時に社会福祉学部教員への能力向上研修も実施する。

[対象人口] 450 人以上（コミュニティーセンター育児クラスに参加する親）、100 家庭（ハイリスク家庭）、245 人（社会福祉学部の教員・学生）

[活動の紹介]

- ・ ポジティブ・ディシプリン子育て法マニュアルの開発・出版をする。
- ・ 子ども保護センターの育児クラスにおいて、保護者対象ポジティブ・ディシプリン子育て法の研修を行い、普及する。
- ・ 体罰などのリスクが高い家庭へのサポートを実施する。
- ・ 子ども保護人材能力向上のためのカリキュラム及びテキストを開発し、社会福祉学部で導入・普及する。
- ・ 社会福祉学部の教員を対象に、夏期研修・臨床ベースの教員養成コースを実施する。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞広告や説明会を通じて、ポジティブ・ディシプリン子育て法を普及・啓発する。

[主な資金の使途]

マニュアル、カリキュラム及びテキスト開発・出版費、ハイリスク家庭サポート費、メディアを通じた啓発費、社会福祉学部の生徒・教員への能力向上研修費

[期待される効果]

- ・ 子どもへの学校、家庭及び地域での体罰や、身体的、肉体的暴力を削減する。
- ・ 子どもが暴力などの被害にあったとき、適切な保護を受けられる体制を作る。
- ・ 体罰を行わないポジティブ・ディシプリン子育て法が普及し、家庭で実践される。
- ・ 社会福祉学部において、子どもの保護テキストが活用され、普及される。
- ・ 社会福祉学部の教員が子どもの保護テキストが活用し、教員能力が向上される。
- ・ ポジティブ・ディシプリン子育て法がメディアなどを通し、全国的に啓発される。

#### 5-4. 事業名：低所得所居住区の子どもたちの「心の豊かさ」プロジェクト

事業地域：ウランバートル市チンゲルテイ地区、ソングノ・ハイルハン地区、ドルノド県

事業期間：2008 年 4 月から 2009 年 3 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

低所得者居住区「ゲル集落」で、子どもセンターの社会福祉士によるカウンセリング、家庭訪問を実施し、育児指導・社会サービス等の情報提供を行う。子どもが問題解決を自らできる力を身につけるため、コミュニケーション力向上を目的とした研修を行う。また、

フォトグラフィー、ラジオ活動を通じ、ライフスキルを身につける。自発性・責任感の向上を目的とし、子ども保護センターでの子どもたちの活動をサポートする。

[対象人口] カウンセリング活動： 400 人（子どもとその家族）、

フォトグラフィー活動： 20 人（直接受益者）、6,500 人（間接受益者）

ラジオ活動： 14 人（直接受益者）、20 万人（推定：間接受益者）

子ども議会の運営： 96 人（直接受益者）、2,500 人（間接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 子ども保護センターを拠点に、社会福祉士による定期カウンセリング、育児指導、社会サービス等の情報提供を実施する。
- ・ 社会福祉士が、子どもたちを対象とし、コミュニケーション力向上研修などの問題解決のための研修を実施する。
- ・ 子ども保護センターの子どもたちがフォトグラフィー活動をする。
- ・ 子ども保護センターの子どもたちがラジオ番組作成体験し、放映研修受ける。
- ・ 各子ども保護センターで子ども議会を設置し、定例ミーティングやイベントを実行する。
- ・ 各センターから選ばれた子どもたちで成る中央子ども議会を設置し、定例ミーティングやイベントを企画・実施、各センターから上がってきた課題に取り組む。

[主な資金の使途]

カウンセリング実施費、フォトグラフィー、ラジオ番組作成・放映、子ども議会の運営、現地事務所管理運営費

[期待される効果]

- ・ 子どもたちの情緒が安定し、家族と良好な関係が築けるようになる。
- ・ 子どもたちが自らの課題について、自らのイニシアティブで取り組める力をつける。
- ・ ライフスキル（写真撮影・現像技術、ラジオ番組作成、放映活動）を身に付け、仲間との協調を学ぶ。
- ・ 子どもたちが議会の活動を企画・実行できるようになり、定期的に活動に参加し、自発性・責任感が向上する。

#### 5-5. 事業名：地域レベルの子ども保護サービス充実事業

事業地域：ウランバートル市、ドルノド県

事業期間：2008 年 9 月から 2009 年 8 月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

低所得者居住区「ゲル集落」の子ども保護センターを拠点とした子ども保護サービスが充実し、地域の子どもの保護体制モデルの確立の基盤作りを目指し、家庭内暴力などを抱えたハイリスク家庭及び再統合した家庭へのカウンセリング、子育て指導、それらのサポートシステムの構築をする。また、子ども保護センターのソーシャルワーカー対象の研修、勉強会を行う。

[対象人口] 400 人以上 (子ども保護センターの周辺に居住する子ども)、100 家族以上 (家庭内暴力などのハイリスク家庭)、30 人以上 (ソーシャルワーカーなど)

[活動の紹介]

- ・ 家庭内暴力などの問題を抱えるハイリスク家庭への定期的家族面談及び個別カウンセリングを行う。
- ・ 家庭内暴力などの問題について話し合うサポートグループを作る。
- ・ 子ども保護に関して専門性が必要な際、行政機関の専門家へ照会する。
- ・ 再統合をした子どもたち及び家庭に、定期的家庭訪問、カウンセリング、子育て指導を実施する。
- ・ 子ども保護センターのソーシャルワーカーに研修、勉強会を実施する。

[主な資金の使途]

ソーシャルワーカーの活動費

[期待される効果]

- ・ 子どもが家庭内暴力から予防される。
- ・ 家族と再統合を遂げた子どもたちが、再度、路上や施設に戻ることなく、家族との生活を持続する。
- ・ 子ども保護センターのソーシャルワーカーの能力が強化される。

#### 5-6. 事業名：子ども保護サービス充実強化事業

事業地域：ウランバートル市チンゲルテイ地区、ソングノ・ハイルハン地区、ドルノド県

事業期間：2008 年 9 月から 2009 年 4 月 (継続)

事業内容

[事業の大枠]

社会的・経済的に脆弱なゲル集落の子どもたちが、家庭内暴力やネグレクトからの保護を目的に、日常的な生活支援・生活指導・心理サポート活動を行う。また、障がいを持った子どもたち対象に、リハビリ・心理サポート・教育指導をする。

[対象人口] 300 人 (家庭内暴力などのハイリスクを抱える子ども)、75 家族 (ハイリスク家庭)、40 人 (障がい児)、60 人 (センターに通う障がい児の保護者)

[活動の紹介]

- ・ 子ども保護センターの暖房施設の修繕、インターネットの配置をし、通信環境を整備する。
- ・ 子どもたちに衣食・保健衛生の提供、学習サポート、カウンセリング、保健衛生指導などの生活指導、ライフスキル教育を実施する。
- ・ 家庭内暴力などの問題を抱えるハイリスク家庭を対象に、カウンセリング、育児指導などの家庭訪問をする。
- ・ 障がい児を対象に、リハビリ、心理カウンセリング、教育指導を実施する。
- ・ 障がい児の保護者対象に、育児指導セミナーを行い、子育て・社会サービスの情報提供

をする。

[主な資金の使途]

センター暖房施設修繕費、通信環境整備費、センター職員人件費

[期待される効果]

- ・ 子どもたちが家庭内暴力・ネグレクトから保護され、健全に生活できるようになる。
- ・ 障がい児が、リハビリ・心理サポート・教育指導を受けられるようになり、家庭内暴力・ネグレクトから保護される。

**5-7. 事業名：ゲル集落の子どもたちの生活支援・生活指導及び地域子ども保護体制確立のための人材育成・関係者間連携**

事業地域：ウランバートル市チンゲルテイ地区、ソングノ・ハイルハン地区、ドルノド県

事業期間：2009 年 4 月から 2010 年 3 月（申請中）

事業内容

[事業の大枠]

社会的、経済的に脆弱な立場のゲル集落で居住している子どもたちが、保護され、情緒的にも安定し、人間関係構築スキルが向上するように、日常的な生活支援・指導、ライフスキル教育などの活動をする。子どもの保護に係る人材が育ち、連携・能力を強化する。また、寄宿型保護施設で生活する子どもに対して代替ケア導入基準・手引きを作成し、その周知活動をする。

[対象人口] 2,500 人（子ども）、4,500 人（保護者・地域住民）、80 人（ソーシャルワーカー・子ども保護専門家）、1,400 人（保護施設で生活する子ども）

[活動の紹介]

- ・ 子ども保護センターを拠点に、衣食・保健衛生の生活支援、学習サポート、カウンセリング、ライフスキル教育をする。
- ・ 家庭内暴力などの問題を抱えたハイリスクの子どもについてのデータを収集し、家庭訪問などでアウトリーチ活動をする。
- ・ 住民から啓発チームを立ち上げ、子ども保護啓発イベントを企画・実行する。
- ・ ソーシャルワーカーに対し、定期的に専門会議、職場巡回技術指導、大学教員による出張講義を行う。
- ・ 子ども保護法アドバイザーを雇用し、アドバイザーが子ども保護専門チームの定期ミーティングや活動実施を指導・監督する。
- ・ 子ども保護専門チームが専門知識・技術向上研修を実施する。
- ・ 社会福祉専門家を中心とした代替ケア導入基準・手引書作成のためのタスクチームを立ち上げ、代替ケア導入基準・手引書を作成、出版し、メディアなどを通し普及する。

[主な資金の使途]

子ども生活支援・生活指導・ライフスキル教育費、アウトリーチ活動実施・交通費、啓



発ツール開発・印刷費、ソーシャルワーカー研修費、子ども保護専門チーム研修費

[期待される効果]

- ・ 子どもたちが、日常的な生活支援・指導、ライフスキル教育などを通して、保護を受け情緒的にも安定し、人間関係構築スキルが向上する。
- ・ ソーシャルワーカーが、問題分析から適切な対処法まで特定できるようになる。
- ・ 子ども保護専門チームメンバーが、子ども保護法などの専門的な知識・能力を向上する。
- ・ 寄宿型保護施設で生活する子どもに対しての代替ケア導入基準・手引きが活用される。

## **6. 世界連盟共同事業**

### **6-1. エチオピア**

#### **6-1-1 事業内容：緊急支援及び生計向上支援**

[事業の大枠]

##### (1) 緊急支援

2008 年の収穫高の減少により、何百万人もの貧困家庭が十分に生活できる見通しは不安定である。このため、子どもたちに対し緊急食糧支援と医療サービス支援を行うほか、家畜の飼料等の配給を通じた家庭の生計支援を行う。

##### (2) セーフティー・ネット・プログラム

穀物等の食糧の物価高は都市部及び農村に住む人々の生活に多大な影響を及ぼしているため、コミュニティの人々が道路建設等の作業を行う報奨として、食糧や現金を与えて貧困世帯の家計を助ける支援を行う。

#### **6-1-2. 事業名：子ども参加を通じた基礎教育および子どもの権利推進支援事業**

事業地域：アカキ、レダタ市およびオロミア地域等

事業内容：

[事業の大枠]

ストリート・チルドレン、障がい者、孤児や、使用人として働く子どもなどより困難な状況に置かれている子どもたちの教育へアクセス、および子どもに対する体罰等の廃止をアクティブ・ラーニング手法とアドボカシーを通じて支援する。

事業内容：

[活動の紹介]

- ・ Alternative Education Centre への教材、机・椅子、スポーツ・レジャー用品の提供
- ・ 障がい児に関する非差別、子どもの権利等についての研修の実施（行政、教師、ファシリテーター、地域住民等対象）
- ・ 子ども権利会・委員会支援
- ・ 教育局、PTA 等に対するロビーイング

[期待される成果]

- ・ 差別されている子どもたちの就学率が向上する
- ・ 支援対象学校、Alternative Education Centre の体罰が減少、廃止される。
- ・ 子どもの権利についての意識が向上する。

## 6-2. カンボジア

### [事業の大枠]

#### (1) 教育へのアクセス支援

児童労働者、HIV/AIDS に影響を受けた子ども、身体障がい者、少数民族出身の子ども等、より困難な状況下に置かれている子どもたちの就学率向上を目的とし、97 校を支援する。

#### (2) HIV/AIDS の影響による孤児や脆弱な子どもたちへの支援

HIV/AIDS により孤児となったり、困難な状況にある子どもたちのため、家屋の修復のほか、野菜栽培、家畜の飼育等を通じた所得向上支援を行う。また、必要に応じて米の配給やケア・サービスを受けられるように支援を行う。

## [2]緊急支援事業

### 1. ミャンマー (サイクロン・ナルギス)

#### ①緊急漁業復旧支援事業

漁業被害と水害の最も大きかったエヤワディ管区ラプタ・タウンシップにおいて、被災漁民の生計立て直しを目的として、小型カヌーボート、漁具及び工具を地元漁師グループに配布し、漁業復旧支援を行う

事業地域：エヤワディ管区ラプタ・タウンシップ

事業期間：2008 年 8 月から 2009 年 4 月（継続）

事業内容：

[対象人数] 3,000 世帯（約 15,000 人）

#### [活動の紹介]

- ・ 小型カヌーボート、魚網、ボートメンテナンス工具の配布
- ・ 物資管理研修の実施
- ・ 事業のモニタリング評価

#### [主な資金の使途]

- ・ 小型カヌーボート、魚網、ボートメンテナンス工具
- ・ 物資管理研修及び事業モニタリング評価のためのコンサルタント雇用

#### [期待される成果]

- ・ 被災漁民が漁を再開し、食糧確保及び自活が可能となる。
- ・ 被災地における漁業が復旧し、地元市場が活性化される。

#### ②生計復旧支援事業

サイクロンにより財産を失った被災者のうち、漁業に従事しない貧困世帯に対し、生計手段の確保を目的として家畜、肥料等の物資配布及び家計管理研修を実施し、生計の立て直しを支援する。

事業地域：エヤワディ管区モーラマインジュン及びラプタ・タウンシップ

事業期間：2008 年 11 月～2009 年 2 月（継続）

事業内容：

[対象人数] 2,250 世帯（土地なしを含む財産を持たない世帯、5 エーカー以下の土地を持つ貧困世帯）

[活動の紹介]

- ・ 村落動員及びアセスメントの実施
- ・ 75 の村落生計グループの形成
- ・ 各グループが作成する物資希望リストを基に家畜、肥料等の物資配布
- ・ 各グループに対し子ども中心の家計管理研修の実施

[主な資金の使途]

- ・ 配布物資
- ・ 研修の実施

[期待される成果]

- ・ 被災世帯の収入が向上する。
- ・ 被災世帯の食糧が確保される。
- ・ 被災世帯の収入が安定することにより、子どもたちの健康、教育、尊厳が確保される。

## 2. 中国（四川大地震）

### ①避難した子どもたちの心理社会的ケア事業

四川大地震で被災した子どものうち、保護者のもとを離れ雲南省で集団避難生活を余儀なくされている子どもたちが心理的ダメージから回復し、四川省帰還後一刻も早く社会に順応できるよう、心理社会的な側面から支援する。

事業地域：四川省

事業期間：2008 年 12 月から 2009 年 5 月

事業内容：

[活動の紹介]

- ・ ワークショップやトレーニングを通じての子どもに対する心理社会的ケア研修
- ・ 子どもを取り巻く大人（ボランティア／教員／保護者他）に対する能力向上研修
- ・ 同年代の子どもたち同士の交流および教育活動によるシェアリングを通じた心理社会的ケア
- ・ 四川大地震一周年記念フォーラムの開催

[主な資金の使途]

- ・ 被災した子どもたち及び子どもを取り巻く大人を対象としたトレーニング/ワークショ

ップ

- ・ 心理社会的ケア専門家のサポート
- ・ 教材等の準備
- ・ 四川大地震一周年記念フォーラム

[期待される成果]

- ・ 避難生活を送った子どもたちが地震後の精神的ダメージから回復する。
- ・ 子どもたちをサポートする大人の心理社会的ケアに関する理解が向上する。
- ・ 子どもたちの社会性が回復し、四川省帰還後に元の社会に順応できる。
- ・ 避難中の子どもたちの災害に関する知識および自立性が向上し、帰還後に家族・コミュニティの復興や防災意識の向上に積極的に貢献できる。

## ②帰還支援事業

避難している被災した子どもたちに対する帰還支援を行う。

## 3. ヨルダン（イラク難民）

### ①イラク人就学前幼児の緊急教育支援事業

ヨルダンで避難生活を送るイラク人幼児と、彼らの受け入れ先で一緒に学習するヨルダン人幼児の教育支援を行う。2007 年 11 月より開始・継続している事業であるが、今年度は子どもたちの心理社会的ケアと教育機会の拡大および強化に重点を置く。

また、ヨルダンで活動している日本の NGO2 団体との連携し、研修事業を予定している。

（詳細策定中）

事業地域：調査対象地域：ザルカ、イルビッド、マフラック

連携活動：アンマン

事業期間：2007 年 11 月から 2009 年 12 月

## 4. シリア（イラク難民）

### ①イラク難民のための緊急教育支援事業

難民児童受け入れのためのシリア学校・教育システム強化および早期幼児教育支援を行う。

（調査予定・詳細未定）

## 5. スリランカ（国内避難民）

### ①北部避難民のための緊急支援事業

スリランカ軍と LTTE による北部での戦闘激化に伴い流出した国内避難民に対し、緊急支援物資の配布や子どもの安全な遊び場の設置を行う。

（詳細未定）

②東部州復興支援事業

内戦による避難民の帰還が進み復興が進む東部州において、教育分野における復興支援を行う。

(詳細未定)

**6. パレスチナ自治区ガザ**

①人道支援物資の配布

子どもと家族に対し、食糧セット、医薬品、衛生管理キットを中心とした人道支援物資の配布を行う。

②子どものための心のケア

学用品の配布、安全な遊び場の設置、心理社会的ケア活動の実施などを行い、子どもたちが学校へ、そして通常の生活へ戻る過程を支援する。

**[4] 子どもの権利推進事業**

「チャイルド・ライツ・センター」活動

ー子ども参加と子どもの保護を中心とした子どもの権利の実現を目指す活動

**1. 日本の子どもに対する教育事業 “Speaking Out”**

①日本の子どもが、子どもの権利の視点を持ち、意見を表明していくことを目的とした活動を行う

②より多くの大人が、子どもに寄り添う子どもファシリテーターとなることを目的とした活動を行う

[対象人数]

主に小学校～高校生の子どもの約 2,000 人

[活動の紹介]

A. スピーキングアウトの実施

1) Hi5 プログラム

・子どもたちが SC を通して国際協力活動を知るための教材を使った (A2 サイズ両面ポスター) を使ったポスター学習プログラムを東京周辺および一部地方にて、地域や他団体との協働に基づき、実施する。

2) Child to Child プログラム

・SC が高校で連続したワークショップを実施し、子どもたちが子どもの権利を理解し、自分のこと・世界のことについて他の子どもたちに伝えていくプログラムを大阪府下の高校にて実施する。子どもの意見表明の場を保障すると同時に、当プログラムに関わるボラン

ティアの育成を通じ、子どもファシリテーターの在り方を確立する。

### 3) Child to Public プログラム/キャンペーン

・子どもたちが自分たちのメッセージを映像(1~2 分)で発信するプログラムを東京・大阪周辺および宮城・愛知・広島等の地方にて、日本 JC や他団体との協働に基づき、実施する。子どもが自分のメッセージを発信する過程でエンパワメントされ、より他地域の幅広い子どもが意見を表明することを目指す。

#### B. スピーキングアウト実施のための教材開発・研究

・Hi5 プログラムで活用するポスター教材や子どもの権利に関する教材を作成し、プログラムのさらなる充実を図る。

・Child to Child プログラムの実施内容をもとに、子どもファシリテーター向けリソースおよび子どもファシリテーターのトレーニングガイドを作成する。

・スピーキングアウトに参加した子どもや大人の変化を評価するために、評価指標を作成し、分析結果を文書化していく。

・スピーキングアウト実施のみならず、上記過程においても積極的に子どもが参加できるようにする

#### C. 子どもファシリテーターの育成

・Child to Child/Child to Public プログラムを通じて、子どもファシリテーターを育成する。また、トレーニングや開発したリソースを通じて、さらなる向上を図る。

#### D. 関連団体との連携強化

・スピーキングアウトの実施に際し、学校や地域の子ども関連団体、日本青年会議所、行政等と協働し、ネットワークをさらに構築する。

・日本における子ども参加の取り組みを SC アライアンスメンバーとも共有するように努める。

#### [期待される成果]

・より多地域の子どもの国際協力について知る機会を得る。

・子どもが権利の主体者であることを認識し、意見を表明していく

・大人が子どもに寄り添い、子どもの声や力を引き出せるよう、子どもファシリテーター育成の方法論が確立される

## 2. 子どもに対する暴力 (Violence against Children -VAC)

さまざまな形態の暴力 (体罰等の一般的暴力、武力紛争、児童労働、性的搾取や人身売買) からの子どもの保護を実現するためのアドボカシー活動、一般向け啓発活動。

#### [活動の紹介]

・SC スウェーデン出版の「Positive Discipline」(積極的なしつけ) を翻訳し、SCJ が既に構築している企業などとの連携を通じて、本ガイドを社会へ周知する。

・ポジティブ・ディシプリン初版本販促 (最低 1000 部の販売確保)

・ポジティブ・ディシプリンのファシリテーター養成

- ・ ポジティブ・ディシプリン普及のためのセミナー開催
- ・ ポジティブ・ディシプリンの地方自治体への普及活動
- ・ 大学におけるポジティブ・ディシプリンの講義・研究
- ・ ポジティブ・ディシプリン普及のための関連 NGO との連携

[期待される成果]

- ・ 地方自治体（2カ所程度）、大学、他の NGO との連携が形成される。
- ・ 地方自治体や関連団体におけるポジティブ・ディシプリンの実践が進む。
- ・ ポジティブ・ディシプリンに関連する基礎データ（子ども、ステークホルダーの声聴取など）を収集する。

### 3. その他子どもの権利推進のための事業

「子どもの権利条約」20周年（2009年）、セーブザチルドレン創設90周年（2009年）、国連子ども特別総会+10（2010年）などを活用しつつ、「子どもの権利条約」の啓発普及のためのイベント、キャンペーン等を企画・実施すると同時に、国内外のネットワークの拡大に努め、さらに各国セーブザチルドレンとの関係を活用して、世界的な子どもの権利推進活動に積極的に参画する。

[活動の紹介]

- ・ 「子どもの権利」理解推進教材を開発し、ネットワーク化のための研修教材、ガイド本として利用する。
- ・ 国内において「子どもの権利条約」20周年関連シンポジウム、キャンペーンを実施する。
- ・ 各国セーブザチルドレンが企画実施する世界的な「子どもの権利条約」20周年キャンペーンに参画する。
- ・ 国連子ども特別総会+10に向けた活動を開始する。
- ・ 子どもの権利委員会をはじめとする人権委員会への NGO 報告書作成への参画、子どもの権利に関する国連決議に対する提言活動等、子どもの権利を巡る世界的な動きに積極的に参加する。
- ・ CRC に関する SCJ 内部研修および及び情報共有の促進を図る。

[期待される成果]

- ・ 「子どもの権利」推進に関して政府および関係機関との関係が強化される。
- ・ 各国セーブザチルドレンおよび子どもの権利組織との関係が強化される。
- ・ 子どもの権利を推進する日本の中核的組織としての評価が高まる。

以上

## 事業活動収入

(千円)

科目	2008年度 予算	2008年度 決算案	2009年度 予算案	2009年度予算案と 2008年度決算案 対比
基本財産運用収入	15	201	150	-51
入会金・会費収入	15,000	14,015	14,000	-15
政府系補助金収入	102,451	63,325	172,264	108,939
外務省	67,076	34,690	88,654	53,964
国際協力機構 (JICA)	35,375	23,937	36,610	12,673
国際協力機構 (JICA)コンサル収入	0	4,699	47,000	42,301
その他	0	0	0	0
国際機関委託金等	104,766	0	0	0
世界銀行	50,000	0	0	0
アジア開発銀行	20,000	0	0	0
その他国際機関	34,766	0	0	0
民間助成金等	174,508	347,891	175,000	-172,891
ジャパンプラットフォーム	170,000	320,175	170,000	-150,175
その他民間助成金	4,508	27,716	5,000	-22,716
寄付金収入	562,112	576,245	845,311	269,066
無指定寄付	296,881	251,466	558,456	306,990
事業国指定寄付	145,123	149,244	104,829	-44,415
SCJ事業国指定	32,592	18,103	12,000	-6,103
世界連盟MDP指定寄付	50,000	54,656	0	-54,656
MDP事業国指定 (MDP)	62,531	76,485	92,829	16,344
活動指定寄付	42,408	50,791	91,826	41,035
緊急援助指定寄付	1,000	51,060	10,000	-41,060
特定スポンサー寄付	18,000	17,690	17,700	10
募金箱寄付	55,000	53,913	55,000	1,087
啓蒙事業寄付	3,700	2,082	7,500	5,418
雑収入	60	614	500	-114
海外事務所助成金、その他収入	28,136	25,118	0	-25,118
事業活動収入 合計	987,048	1,027,409	1,207,225	179,816



## 事業活動支出

(千円)

	2008年度 予算	2008年度 決算案	2009年度 予算案	2009年度予算案と 2008年度決算案 対比
<b>事業費</b>	<b>1,194,116</b>	<b>1,036,064</b>	<b>1,282,109</b>	<b>246,045</b>
<b>海外事業費</b>	<b>455,985</b>	<b>271,852</b>	<b>517,184</b>	<b>245,332</b>
ネパール	81,722	72,430	34,088	-38,342
ベトナム	54,420	42,159	67,085	24,926
ミャンマー	50,722	19,983	34,133	14,150
アフガニスタン	8,519	11,054	15,544	4,490
モンゴル	42,182	45,324	66,893	21,569
その他	125,874	0	214,932	214,932
世界連盟事業	92,546	80,902	84,509	3,607
<b>緊急援助事業費</b>	<b>371,200</b>	<b>454,193</b>	<b>290,273</b>	<b>-163,920</b>
海外事業人件費	114,854	48,639	131,755	83,116
海外事業活動費	12,387	11,586	15,000	3,414
国内事業費	22,890	33,128	27,450	-5,678
国内啓蒙費	216,800	216,667	300,447	83,780
<b>管理費</b>	<b>102,759</b>	<b>117,314</b>	<b>124,240</b>	<b>6,926</b>
人件費	37,417	37,665	50,240	12,575
交通費	3,772	4,982	4,000	-982
家賃・リース料	19,105	20,560	28,000	7,440
その他	42,465	54,107	42,000	-12,107
システム開発費	0	0	12,000	12,000
外部監査費	945	1,050	1,050	0
<b>事業活動支出 合計</b>	<b>1,297,820</b>	<b>1,154,428</b>	<b>1,419,399</b>	<b>264,971</b>
<b>当期事業活動収支差額</b>	<b>-310,772</b>	<b>-127,018</b>	<b>-212,174</b>	<b>-85,155</b>
<b>投資活動収支の部</b>				
<b>特定資産取崩収入</b>	<b>59,890</b>	<b>43,403</b>	<b>35,079</b>	
退職金給与引当特定預金		1,047		
減価償却引当特定預金		320		
支援者拡大引当特定預金(MDP)	30,000	20,146	23,079	
緊急援助事業引当特定預金		2,000		
海外記念事業引当特定預金	10,000			
国内事業引当特定預金	19,890	19,890	12,000	
海外事業安定化積立金特定預金				
<b>固定資産売却収入</b>				
保証金返還収入		3,729		
<b>投資活動収入 合計</b>	<b>59,890</b>	<b>47,132</b>	<b>35,079</b>	
<b>特定資産取得支出</b>	<b>8,500</b>	<b>5,924</b>	<b>8,500</b>	
国内事業引当特定預金				
退職金給与引当特定預金	4,500	5,924	4,500	
減価償却引当特定預金	4,000		4,000	
<b>固定資産取得支出</b>		<b>5,633</b>		
保証金差入支出		15,279		
<b>投資活動支出 合計</b>	<b>8,500</b>	<b>26,836</b>	<b>8,500</b>	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>51,390</b>	<b>20,296</b>	<b>26,579</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>-259,382</b>	<b>-106,722</b>	<b>-185,595</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>371,421</b>	<b>371,421</b>	<b>264,699</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>112,039</b>	<b>264,699</b>	<b>79,104</b>	